

令和6年12月6日

各位

大野町商工会
会長 馬淵 和三

源泉所得税（年末調整）個別指導実施のご案内

平素は、商工会事業に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、専従者、従業員等に給与を支払っている事業主の方は、源泉所得税（年末調整）の納付手続きが必要です。

つきましては、下記のとおり個別指導を実施いたしますので、ご利用下さいますようご案内申し上げます。また年末調整は例年のようにマイナンバーの記載が必要になりますので、あわせてお願い申し上げます。

また商工会の規約改正により、年末調整の**事務手数料の徴収**についてご協力の程よろしくお願い申し上げます。また定額減税については、裏面をご参照ください。

また、令和7年2月から、派遣税理士を迎えての確定申告相談会を設けますので、消費税申告や不動産や農業申告などご不明な点があればお気軽にご相談ください。

記

1. 日 時 **令和7年1月7日（火）・8日（水）・9日（木）・10（金）
午前9時～正午まで**
2. 受付時間 午前9時～午前11時30分まで
3. 場 所 大野町商工会館 2階 大研修室
4. 手 数 料 1, 000円
5. 必要書類 ①源泉徴収簿 ②扶養親族等（異動）申告書
 ③年金・生命保険・建物共済等掛け金証明書
 ④源泉税納付書 ⑤前年に提出した年末調整関係の書類
 ⑥印鑑 ⑦税務署から郵送された年末調整の書類
 ⑧マイナンバーカードのコピーまたは通知カードのコピー（事業主）
 ⑨通知カードのコピーの場合は本人確認書類（事業主）運転免許証か
 パスポート、健康保険証、身体障がい者手帳他写真付身分証明書の
 コピー等の添付が必要となります
 今年免許証の更新をされた方は免許証のコピーもお願いします。
 ※ 源泉徴収税額が無しの場合でも手続きは必要です。

※この事業は岐阜県の補助金を活用しています

●2024 年の定額減税による影響について

2024 年の定額減税は、納税者本人、同一生計配偶者、扶養親族に対して、1 人あたり所得税 3 万円（住民税も含めると計 4 万円）が減税されます。2024 年 6 月時点の情報で減税処理が実施されており、6 月以降に扶養親族などに変更があった場合は年末調整時に精算します。

2024 年 6 月以降に減税の対象となる家族が増えた（結婚・出産など）場合などは年末調整時に減税されます。減税対象となる家族が減った（離婚や収入増によるものなど）場合には、年末調整時に徴収されます。